

重要事項説明書

たんぽぽ保育所第二六町園

保育の理念・基本方針

◇保育の理念

健康で明るくだれとでも仲良く遊び、自立心のあるたくましい子を創造します。

たんぼぼ保育所第二六町園は、東京都認可保育所事業実施要綱に基づき、かつ児童福祉法にそって乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情を持って接し児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

1. たんぼぼ保育所第二六町園は「ありがとう(感謝)」「ごめんなさい(素直)」「いっしょにね(協調)」の3つの言葉を大人も子どもも大切にし、家庭のような保育施設の中で、豊かな心を育てます。

2. 子どもの『個』を大切にし、一人ひとりの子どもの発達に応じ、子どもに寄り添った保育を行います。

◇保育の基本方針

保育方針は「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

1. 保育園が大きな家庭のような存在であり子ども達が安心・安全に生活できるような保育を行います。
2. 一人ひとりに寄り添い、各家庭に応じた保護者支援を行います。
3. 保育園での遊びや生活を通して、友達との集団生活でのルール・マナーなどを学びながら自主性・主体性を尊重します。
4. 様々な経験・体験ができる取り組みを行います。
5. 「家庭」、「地域」、「職員」とのつながりを大事にした保育を行います。

たんぽぽ保育所第二六町園保育目標

〈保育園理念〉

健康で明るくだれとでも仲良く遊び、自立心のあるたくましい子を創造します。

〈目指す子どもの姿〉

- (1) 『ありがとう』と感謝のことばを言える子どもになろう
- (2) 『ごめんなさい』と素直にあやまれる子どもになろう
- (3) 『いっしょにね』と協調のできる子どもになろう

保 育 目 標

《元気な子ども》

- ・ 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・ 健康で十分な発育ができるよう薄着を身につける。
- ・ 運動・休息・栄養をとり規則正しい生活をおくり、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・ くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ力を育む。

《身のまわりの整理ができる子ども》

- ・ 食事、排せつ、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を繰り返し自立の芽生えを養う。
- ・ 身の回りの簡単なことは、自分で処理する力を育む。

《仲のよい子ども》

- ・ 積極的にあそびや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・ 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育む。

《考える子ども》

- ・ 生活の中でことばへの興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ・ 自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通して自分なりに物を見たり感じたり考えたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う。
- ・ 自然に対する知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を養う。

《生きる力を持った子ども》

- ・ 自然の中で友だちと関り活動する中で、正しいと思うことを分かりやすく話し、行動する力や、困難に立ち向かい我慢する力を育む。

人 権

日本国憲法と世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別撤廃は、今や、国内外において強い社会的要請があるが、人が人と手をつなぎ生きていかなければならない中では、至極当然のことである。

しかし、我が国においては、部落差別やいじめをはじめとするさまざまな人権侵害の事象は、容易に後を絶つことなく平和で明るい地域社会の存立をおびやかしている。

そこで私どもは、子どもや親の人権を守る専門集団として人権が何よりも尊重される保育と子どもや保護者への教育が急務であることを認識し、業務を遂行しなければならない。

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	株式会社ヒューマンサポート
代表者氏名	廣島 秀一
法人の所在地	東京都足立区西新井三丁目3番21号 石渡ビル1F
法人の電話番号	03-3854-7101
定款の目的に定めた事業	保育所運営

2 事業の目的

事業の目的	多様化する保育ニーズに対応し、次世代を担う子どもたちが明るく、安心、安全に育む保育環境をつくり、保護者、地域社会から信頼される保育園を目指します。
運営方針	1、子どもの健康と安心、安全を基本にして保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行います。 2、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら楽しく活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。 3、豊かな愛情を持って接し、豊かな人間性を持った次世代を担う子どもたちを育成いたします。 4、乳児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして公的施設としての社会的責任をはたします。

3 保育所の概要

名称	たんぽぽ保育所第二六町園
所在地	東京都足立区六町二丁目7番32号
認可年月日	平成30年4月1日
電話番号	03-5851-1155
施設長氏名	高久 優美子
入所定員(年齢別)	0歳 9名(生後57日より受入れ) 1歳 10名 2歳 12名 3歳 15名 4歳 15名 5歳 15名 合計76名
職員数	28名
取扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、年末保育、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。 アンケート等により保護者の皆様に意見を伺います。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を三年に1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	・東京都および足立区が行う研修に参加 ・保育関連業界主催の研修 ・施設内研修(外部講師を招いて行う)
嘱託医	三上こどもクリニック 三上健太郎

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご覧ください。

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時00分から20時30分まで
うち延長保育時間	7時00分から7時30分まで 18時30分から20時30分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)

5 施設の概要

敷 地	民有地を借地	面積	747.08㎡
建 物	RC造 2階建て	延べ床面積	599.14 ㎡
	合計		599.14 ㎡
	施設の内容	乳児室・ほふく室 2室 面積 88.22 ㎡ 調理室 21.73 ㎡ 保育室・遊戯室 4室 面積 139.49 ㎡ 調乳室 4.12 ㎡ 幼児用トイレ(合計) 面積 35.81 ㎡ 医務室 4.05 ㎡	
設備の種類	冷暖房、24時間監視非常通報装置(セコム)・門扉電子錠オートロック機能 屋外及び保育室内の監視カメラ設置		
安全 保 障	賠償責任保険加入・傷害保険加入		
そ の 他	屋外遊戯場 148.5 ㎡ (代替場所 区立一ツ家第一公園 24,727.46 ㎡)		

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	13人	保育士 13人	1人	保育士 1人	
看護師	1人	看護師 1人	人	看護師 人	
保育補助者	2人	保育士 人	2人	保育士 人	
調理員	4人	栄養士 4人	人	調理師 人	
用務員	2人		人		

【職務内容】

施設長 ・ ・ ・ ・ ・ 園全体の管理を行う。
 保育従事職員 ・ ・ ・ 各組の保育を行う。
 看護師 ・ ・ ・ ・ ・ 園児の健康管理及び0歳児の保育を行う。
 保育補助者 ・ ・ ・ ・ 各組の保育従事職員の補助を行う。
 調理員 ・ ・ ・ ・ ・ 園児の給食調理及び栄養管理を行う。

7 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	1、十分に擁護の行き届いた環境のもと子どもの様々な欲求を満たし生命の保持および情緒の安定を図る。 2、人との関わり合いの中で、愛情を養うとともに、絵本や玩具等を通し、知覚、視覚、触覚豊かな感性を養う。 3、優しく語りかけ、喃語や片言、身振りや指差しでの訴えを受け止め、言葉のやりとりを楽しむ機会を見逃さない。
1歳児	1、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の基礎を養う。 2、生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。 3、遊びを通して他人との関わりを培い、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
2歳児	1、保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにするとともに、一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし生命の保持と情緒の安定を図る。 2、保育士の見守る中で、食事、排泄など簡単な身の回りの活動を自分で行うようにする。 3、生活環境を常に清潔な状態に保つとともに、身の回りの清潔や安全の習慣が少しずつ身につくようにする。
3歳児	1、自我の発達が著しく、自分でやることの楽しさを体験し何事にも積極的に取り組む姿勢を見守り、育てる。 2、自己主張が強くなる時期。他者とのトラブル等社会生活の第一歩を踏み出す時を適切に見守り、育てる。 3、食事、排泄、衣服の着脱等基本的生活習慣の自立をはかる。
4歳児	1、自我の発達が著しく、自分でやることの楽しさを体験し何事にも積極的に取り組む姿勢を見守り、育てる。 2、自己主張が強くなる時期。他者とのトラブル等社会生活の第一歩を踏み出す時を適切に見守り、育てる。 3、食事、排泄、衣服の着脱等基本的生活習慣の自立をはかる。
5歳児	1、自我の発達が著しく、自分でやることの楽しさを体験し何事にも積極的に取り組む姿勢を見守り、育てる。 2、自己主張が強くなる時期。他者とのトラブル等社会生活の第一歩を踏み出す時を適切に見守り、育てる。 3、食事、排泄、衣服の着脱等基本的生活習慣の自立をはかる。
その他 (年間行事等)	年間行事 入園式、遠足、運動会、誕生日会(毎月)、七夕、夕涼み会、保護者会、避難訓練(毎月)、地域懇談会

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

組・グループ	0歳児	登園時視診・確認～検温・おむつ交換・授乳・10:00～園外保育～おむつ交換 11:15 離乳食・授乳・午睡・検温・午睡(5分毎にチェックを行う) 15:00 おやつ・おむつ交換・検温・自由遊び 16:30～順次降園
	1歳児	登園時視診・確認～検温・おむつ交換・9:30 トイレ・朝の会・朝の体操～園外保育 11:30 おむつ交換・手洗い・トイレ・給食・12:30～午睡(10分毎にチェックを行う) 14:30 起床・トイレ・手洗い・おやつ・検温 16:00 帰りの会・帰りの体操・トイレ・順次降園
	2歳児	登園時視診・確認・9:00・検温・トイレ・朝の会・朝の体操・9:50・園外保育 11:30 手洗い・トイレ・給食準備・給食・12:30・午睡前読み聞かせタイム・12:50・(午睡中よく観察)～ 14:30 起床・トイレ・検温 15:00・おやつ 16:00 帰りの会・帰りの体操・自由遊び・トイレ・順次降園
	3歳児	登園時視診・確認・9:00・検温・朝の会・トイレ・朝の会・朝の体操・9:50・園外保育 11:30 手洗い・トイレ・給食準備・給食・12:30・読み聞かせの会・12:50・(午睡中よく観察)～ 14:30 起床・トイレ・検温 15:00・おやつ・検温・ 帰りの会・帰りの体操・自由遊び・トイレ・順次降園
	4歳児	登園時視診・確認・9:00・検温・朝の会・トイレ・朝の会・朝の体操・9:50・園外保育 11:30 手洗い・トイレ・給食準備・給食・12:30・読み聞かせの会・12:50・(午睡中よく観察)～ 14:30 起床・トイレ・検温 15:00・おやつ・検温・ 帰りの会・帰りの体操・自由遊び・トイレ・順次降園
	5歳児	登園時視診・確認・9:00・検温・朝の会・トイレ・朝の会・朝の体操・9:50・園外保育 11:30 手洗い・トイレ・給食準備・給食・12:30・読み聞かせの会・12:50・(午睡中よく観察)～ 14:30 起床・トイレ・検温 15:00・おやつ・検温・ 帰りの会・帰りの体操・自由遊び・トイレ・順次降園

(2) お散歩のコース

近隣にある区立六町公園、区立一ツ家第一公園などにお散歩に行きます。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月末日までに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	入園時のアレルギーアンケートの記入、面談をし、医師の診断の上、使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないのがありましたらアレルギー除去指示書を記入のうえ保育園に提出していただきます。 アレルギーの品目により保育園で対応が困難な場合はお弁当などの代替えをお願いすることもあります。
衛生管理等	集団給食施設届出を足立保健所へ届出。 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。
災害備蓄食料	保育園では災害備蓄としてアルファ米や液体ミルク、備蓄水を用意しています。賞味期限が近付いた場合は災害時に備えて昼食やおやつとして提供する場合があります。

10 保育所と保護者の連絡について

- (1) お子様の保育所での状況や家庭での様子を相互に連絡するために連絡帳に入力し活用いたします。その日の様子、健康状態など、ご入力をお願いします。特に排便・体温・食事有無・機嫌などご記入をお願いします。
- (2) 月一回園便り・そのほかに随時お便りを発行します。行事・園の様子・保健便りなどです。

11 保護者会について

年2回園の行事等の説明をかねて行います。

12 誕生日会について

毎月の誕生日会該当者の保護者に参加をしていただき、希望者には個人面談を行います。

13 運営委員会について

有識者や利用者の代表を委員とする運営委員会を年2回開催し、園運営及び保育の質の向上のためのご意見を伺います。

13 健康診断等について

(1) 健康診断

0歳児	毎月1回、嘱託医が検診をします。(6か月未満児は月2回)検診の結果については、児童票(日々の成長記録)に綴りかつ保護者の皆様へコピーを配布します。
1歳以上児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)に綴りかつ保護者の皆様へコピーを配布します。

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月身長・体重の測定を行います。結果については、児童票(日々の成長記録)に記載します。 また連絡帳でも身体測定結果を記載いたします。
------	---

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所にご相談ください。

14 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) 延長保育料(定期利用)

基本保育時間 7:30～18:30 基本保育時間以外の契約は、延長料金となります。

保育時間		世帯区分	利用料金(月額)	
			0歳児	1歳児以上
朝	7:00～7:30	A階層及びB階層	900円	600円
		C階層及びD階層	3,750円	2,500円
夕	18:30～19:30	A階層及びB階層	1,500円	1,000円
		C階層及びD階層	6,000円	4,000円
	18:30～20:30	A階層及びB階層	3,750円	2,500円
		C階層及びD階層	15,000円	10,000円

(2) 延長保育料(スポット利用)

延長保育定期利用以外の方で基本保育時間以外は、延長スポット料金となります。

保育時間	世帯区分	利用料金	
		0歳児	1歳児以上
7:00～7:30	全ての階層で	600円	400円
18:30～19:30		1,200円	800円
18:30～20:30		1,800円	1,200円

※ 延長保育料(定期・スポット)以外で保護者から受領するものではありません。

(3) 保育短時間認定延長保育料

保育時間	世帯区分	利用料金
7:00～7:30	全ての階層で	400円(日額)
7:30～8:30		500円(日額)
16:30～18:30		500円(日額)
18:30～19:30		1,200円
18:30～20:30		1,800円

※ 契約時間を超過した場合上記表に基づいて料金が発生します。
また、19:30までの月極契約の方が19:30を超過した場合は19:30～20:30のスポット料金が
かかります

※ 延長保育料(定期・スポット)以外で保護者から受領するものではありません。

(4) 3～5歳児の保育料等について

3～5歳児クラスまでの全てのお子さんの保育料は無料(0円)です。

ただし、足立区外在中で足立区の保育施設に在籍されているお子さんについては、給食費(4500円)を足立区
または保育施設に支払っていただく必要があります。(居住地の自治体で給食費の免除を受けている場合を除く。)

15 支払方法

延長、スポット利用のご請求は電子決済(Airペイ)でお支払いください。(振込み手数料は各自ご負担ください。)
お支払いは翌月の20日までをお願いします。

16 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

保育所の利用の開始	足立区にお申し込みいただき、足立区より認定を受け、足立区が入園を決定したとき。
保育所の利用の終了	足立区の規定に準ずる。
欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、その日の登所予定時刻までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、必ず、ご連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登所停止期間を経過してから登所してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	当日13時までにご連絡願います。

17 賠償責任保険の加入

1名/1事故	最大10億 円

傷害保険の加入

入院保険金日額	1,500 円
通院保険金日額	1,000 円

一般社団法人日本子ども育成協議会「総合補償制度」の団体保険にて対応いたします。

18 緊急時の対応方法

保育中に容態の急変があった場合、嘱託医、又は主治医の他救急での診療を受診します。

嘱託医	三上こどもクリニック 院長 三上健太郎
	東京都足立区六町二丁目7番21号サンテシアビル3階 電話 03(5831)1011
救急隊	管轄消防署名 東京消防庁 足立消防署
	足立区梅島二丁目1番1号 電話 03(3852)0119
警察署	管轄警察署名 綾瀬警察署
	足立区谷中四丁目1番24号 電話 03(3620)0110

19 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	足立消防署 令和6年 4月 届出 防火管理者 氏名 高久 優美子		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯		
避難場所	第1避難場所	区立加平小学校	第2避難場所 総合スポーツセンター

※東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例施行規則第五条に基づき、月一回以上避難訓練及び消火訓練を行います。

20 保育内容に関する相談・苦情

(1) たんぽぽ保育所第二六町園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者 氏名	園長 高久 優美子	電話 03-5851-1155
相談・苦情解決責任者 設置者 (株)ヒューマンサポート	電 話 03-3854-7101(代表)	
代表取締役 廣島 秀一	e-mail: info_humansupport@humansupport-welfare.co.jp	
受付方法	面接・文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受け付けます。	

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	足立区教育委員会事務局子ども家庭部子ども施設整備課私立保育園係	
所在地	足立区中央本町1-17-1	電話 03-3880-5889

(3) 第三者委員(その他、外部の苦情相談窓口)

弁護士法人 霞門法律事務所 弁護士 根岸 清一	
所在地	港区新橋1-18-21第一日比谷ビル4階 電話 03-5501-3681

21 虐待の防止のための措置に関する事項

基本的な考え	子どもを守る役割にある保育園では虐待を早期発見し根絶することが義務であると考え、発見もしくは疑わしい場合は直ちに関係機関に通報し対応策を検討します。
保護者への対応	日頃から児童及び保護者のわずかな異変に注意し、可能な限り事実状況を把握します。保護者に直接問い質したり、いきなり自宅の様子を伺ったりといった行為は行いません。
連絡先	足立区 子ども家庭部私立保育園課 〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1 TEL 03-3880-5889(直通)
	足立児童相談所 〒123-0845 東京都足立区西新井本町3-8-4 TEL 03-3854-1181
	足立区 こども支援センター げんき(支援管理課) 〒121-0186 東京都足立区梅島3-28-8 TEL 03-3852-3535